

<川越市>

重大続報

新井喜一氏を原告とする債務不存在確認請求訴訟

2019年12月19日公判

法廷に姿を見せなくなった「吉廣慶子弁護士」に「被告女性A氏」は激怒？

でも、応援団は法廷に詰めかける不思議？

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月、議員辞職）が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたと新井氏に謝罪と100万円の支払を求めると同時に、マスコミや川越市議会、川越市に新井氏に繰り返しハラスメント被害を受けたと公言してきた、川越市役所職員女性A氏（「被告女性A氏」）を被告とする「債務不存在（100万円を払う義務はない）確認請求」と「名誉毀損損害賠償請求」の裁判が12月19日<第6回口頭弁論>さいたま地方裁判所川越支部で行われた。

新井氏側はいつもどおりの「法曹界のゴールデンコンビ」、清水勉弁護士と出口かおり弁護士が新井氏本人と原告席に座わる。一方、法廷外のマスコミ記者らの前では、新井氏セクハラ告発記者会見を2度にわたって堂々としてきた「被告女性A氏」は、1度も法廷に現れず、「被告女性A氏」の代理人として記者会見や新聞のコメントで新井氏を散々こき下ろして来た吉廣慶子弁護士は、今回も姿を現わさなかった。

次回の裁判の日程を調整するときも、坂下裕一弁護士が吉廣弁護士に連絡を取らずに日程を決めていることからすると、吉廣弁護士は今後も法廷に出て来るつもりはないのだろう。「被告女性A氏」を盛り立て、新井氏をこき下ろした張本人が盛り上がって来た法廷に出てこないというのは無責任極まりない。吉廣弁護士に弁護士費用を払っている「被告女性A氏」はさぞかし怒っているに違いない。

それでも、「被告女性A氏」の応援団は法廷に詰めかけている。不思議だ。

証拠を一切見せようとしなかった吉廣慶子弁護士

本紙で何度も報じて来たが、「被告女性A氏」は、事件の発端となった昨年9月に新井氏へ「通知書」を送付した時点から「セクハラ・パワハラの証拠があるから謝罪して100万円を払わなければ訴える」と言っていた。

この「通知書」を書いたのが、吉廣慶子弁護士と坂下裕一弁護士の二人だ。

弁護士2人が「証拠がある」と書いたからには本当なのだろうと誰もが思う。

記者会見に集まった記者たちもそうだったに違いない。本当にまともな証拠が揃っているのなら、それでいい。新井氏に全部の証拠をさっさと示して、謝罪させ、100万円を払わせ、議員を辞職させればよかった。

ところが、だ。吉廣弁護士は、新井氏の代理人弁護士が交渉を申し入れても頑なに断り続け、**証拠を何も見せなかった**。それで「ハラスメント事実を認めろ」「反省がない」「話し合いの余地がない」は酷い。証拠を揃えているはずの吉廣弁護士・坂下弁護士は、第三者委員会にハラスメント事実を一部しか認定されなかったことを不満として、新井氏を被告とする裁判を起こさないとおかしい。それがひたすら沈黙を続ける。あの派手な記者会見は何だったのか。

新井氏を吊るし上げるためのパフォーマンスだったのか。

証拠はたったこれだけ？ しかも、不自然にカットされている？ 隠し録音

しびれを切らした新井氏が裁判を起こしても、「被告女性A氏」側弁護士は揃っているはずの、新井氏の数々のハラスメント事実を裏付ける証拠を1つも出そうとしない。4回目の口頭弁論になってやっと出して来た証拠は、「被告女性A氏」が議会の視察旅行先の尾道のスナックで女性議員や副市長も参加していた二次会での会話を隠し録音したものと、新井氏宅の宴席での会話を隠し録音したものだけだった。

他の日のハラスメント被害については何も証拠を出して来ないのだ。吉廣弁護士と坂下弁護士が「通知書」に書いていた「証拠」とはこれだけだったのか。

しかも、裁判に出してきた、新井氏宅での隠し録音は会話の途中が1時間18分、不自然に途切れているのだ。前回期日に清水勉弁護士は坂下弁護士に「録音を止めて再び録音を始めたというのなら、スイッチを切ったときと、スイッチを入れたときに隠している録音機に触るまでと触った後の衣類やバッグに手が接触する雑音が入っているはずで、現に新井氏宅に入る前に被告女性A氏がスイッチを入れたときには雑音が入っていた。それが途中で一旦、スイッチを切って、しばらくして入れたというのであれば、雑音が入っていないのはおかしい。カットしているとしか考えられないがどうか？」と説明を求めていたのだ。

「カット」した疑惑が濃厚の隠し録音

それが、今回の裁判で坂下弁護士は回答するどころか、傍若無人な主張を展開したのだ。今回の「被告女性A氏」の準備書面（主張）のどこが問題なのかについて清水勉弁護士に取材すると、次のように説明してくれた。

清水勉弁護士

「被告女性A氏が「証拠」と言っていたものは、少なくとも現在のところ「**隠し録音データ**」しかないわけです。それも1時間以上の空白がある謎の、というより疑惑の録音物です。隠し録音の冒頭が、がさごそする音で始まっているのですから、一旦、スイッチを切って再度、スイッチを入れたときに同じような音がするはずなのに、それが全くないのです。これはカットしているとした考えようがありません。

それをカットではないというのなら、ちゃんとした説明をしなければ納得できるはずがありません。この点について、坂下弁護士らに説明を求めていたのですが、今回の書面では何と、前回提出した書面で述べた通りだと書くだけで、説得力ある説明が何も書かれていなかったのです。」

第三者委員会の調査結果報告書を見捨てる

「被告女性A氏」の傍若無人な「新主張」

清水勉弁護士

「それよりもっと呆れるのは、新井氏が前回提出した準備書面の主張に対して、全く認否をしないで、4月9日の宴席で、新井氏が左手で「被告女性A氏」の右太腿を数秒間撫でた、「被告女性A氏」と入れ替わって座った女性職員（実名）の太腿も触ったなどと書いてきたことです。

第三者委員会は、その場に居合わせた職員や議員幾人もから詳しく事情聴取をした上で、調査結果報告書にこのような事実を認定できなかつたと書いていたのです。このような事実認定をされてしまったことを知ったときに、「被告女性A氏」も吉廣弁護士もさぞかし激怒したはずですよ。

それが新聞のコメントを見ると、「**いくらかでもハラスメントが認められて、ホッとした**」というコメントを発表していたのです。第三者委員会が認めたハラスメント発言だけでは100万円は請求できません。なぜホッとするのか理解できません。

しかもここに来て、「被告女性A氏」も吉廣弁護士もいない法廷で、坂下弁護士が調査結果報告書を見捨めた事実を書き並べる主張を繰り返したのです。

それは、第三者委員会の調査結果報告書が間違っていたのだ、ということです。であれば、その理由をしっかりと書くべきです。しかし坂下弁護士は全く理由を書いていません。自分たちの気に入らない事実認定は無視するというのであれば、「証拠」もなににもあったものではありません。好き勝手なことを書いているだけのことです。」

アンケートを取り寄せろ！

清水勉弁護士

「これだけで驚いてはいけません。坂下弁護士はあろうことか、裁判所に対して「川合川越市長が実施した川越市職員を対象とするハラスメント被害アンケート調査結果を取り寄せて欲しい」という申し立て、文書送付嘱託の申立をしたのです。

これは吉廣弁護士と坂下弁護士が集めた証拠ではありません。

吉廣弁護士・坂下弁護士が新井氏に「通知書」を送ったあとに、川合市長が音頭を取って行った調査です。アンケート調査結果は公表されたときに新聞記事に出ましたが、その中で、「新井氏によるハラスメント被害について回答した職員が複数いた」とありました。坂下弁護士は新聞記事ではなく、原文のアンケートの回答そのものを使いたいようです。しかし、このアンケート調査は自分の被害体験だけでなく、他の職員から聞いたというものでもよい、となっていました。

そのため、新井氏によるハラスメント被害が複数あると言うのも、「被告女性A氏」が他の職員に話したことが含まれている可能性があるのも、新井氏によるハラスメント行為の被害者が複数いるということにはなりません。

こんなものを証拠として取り寄せなければ、「被告女性A氏」側の「証拠がある」と言ってきたことが維持できないというのは、どうにも呆れ果てます。」

裁判の大原則を無視する「被告女性A氏」弁護団 それを容認する

「齋藤憲次裁判長」の「訴訟指揮」

清水弁護士も出口弁護士も、まさか裁判所がこんな文書送付嘱託の申立を認めるはずがないと思っていたそうです。市のアンケート調査結果ではなく、自分たちが集めた証拠を全部出すべきだからです。ところが、齋藤憲次裁判長は、この文書送付嘱託の申立に何の疑問も示さず、原告側に異議がなければ採用しようとした。

その瞬間、原告席の清水弁護士が声を挙げたのである。

「裁判長！ これは異常ですよ！ 原告の主張に対して被告に認否させることが裁判の大原則でしょう！ 被告はこちらの主張の認否もしないで好き勝手な主張

を書いているだけです。そういうことを書いてはいけないというつもりはありませんが、その前に、原告側の主張に認否をすべきです。それをしないのであれば、原告側の主張を全部認めるということですよ。裁判長、原告側の主張に反論していない被告側の準備書面は読んでますか？ 裁判所が被告に認否を求めないというのは異常ですよ！」

齋藤憲次裁判長に詰め寄る清水弁護士の迫力に傍聴席には緊張が走り、被告席の坂下弁護士は清水弁護士を睨みつけるどころか、メモを取る素振りをしながら下を向くばかりだった。齋藤裁判長は一瞬黙ってしまい、「はい…読んでいます」とだけ答えながらも、清水弁護士に「(その意見を)書面でお願いします」と言い足した。

すると清水弁護士はさらにこの裁判の矛盾を突いた。

「裁判長、書面でするのもいいですけど、そもそも被告は昨年9月の時点から**「証拠がある」**と言って慰謝料100万円を払えと言ってきているんですよ？ 認否になんでこんなに時間がかかるんですか？ 認否もしないで別の主張を書いてきて、これでは裁判になりませんよ」

傍聴人の誰が見ても、坂下弁護士が追い詰められている状況だとわかったはずだ。

「被告女性A氏」の応援団の傍聴人も。同時に、齋藤憲次裁判長の訴訟指揮に疑惑を抱いた傍聴人もいたであろう。

訴訟指揮という言葉は一般人には耳慣れないが、簡単にいえば裁判所(裁判官)が裁判を迅速かつ公平に運営する権能とその行為のことをいう。民事訴訟法が定める訴訟指揮権に基づいて行われるものが訴訟指揮だから、「迅速」で「公平」な裁判を主宰することは裁判官の義務である。

この司法の大原則について真正面から清水弁護士に言及された齋藤裁判長は、被告代理人・坂下弁護士に「認否をしてください」と言うしかなかった。

☆次回期日に是非お出かけください☆

次回期日は来年に持ち越され、2020年2月4日午前10時30分から、さいたま地方裁判所・川越支部2階の第1号法廷で開廷される。

1度も法廷に姿を現わさない「被告女性A氏」がどのような認否をするのか、吉廣慶子弁護士の復活はあるのか、多くの市民に傍聴して頂きたい。